2015年10月30日

### TPP 協定に定められている著作権法整備に関わる事項についての意見

日本放送協会

このほど大筋合意した TPP 協定においては、保護期間の延長など権利の保護が拡充されていますがが、当協会としては、法改正を含めた制度整備に当たっては「保護と利用のバランス」に留意して対応されるよう希望します。具体的には下記の3項目について意見を述べさせていただきます。

#### 1. 著作物等の保護期間の延長

#### 【意見】

- ○保護期間が原則20年延長されることで、保護すべき著作物が増え権利処理に係る経費が 増大し、結果的に著作物を利用しづらくなることが予想される。「権利の保護」と「文化的 発展」のバランスを取るためにも、引き続き著作物の円滑な利用と流通が行われるよう対 策が必要と考える。
- ○集中管理が進んでいない日本において、保護期間延長により、いわゆる「孤児著作物」が 増えることが予想されるため、集中管理の促進や「拡大集中許諾制度」の導入など、著作 物利用の円滑化に向けて一層の取り組みが必要である。

## 2. 著作権侵害罪の一部非親告罪化

### 【意見】

○非親告罪化については表現の自由を侵害するのではないか等の様々な懸念があることから、 その対象を海賊行為のための「複製」に限り、「商業的規模で行われるもの」についても「商 業上の多大な利益のために行われるもの」に限定するなど具体的かつ明確な定義付けが必 要と考える。

# 3. 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

# 【意見】

○放送での配信音源の使用については制約があり、これまで使用実績はほとんどないことから、報酬請求権化については今のところ影響はないと考える。